

1 計画の前提

(1) 計画改訂の背景

清須市は平成17年7月7日に西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して誕生し、平成21年10月1日に春日町と合併して現在の姿になりました。

緑の基本計画については平成6年度に合併前の4町がそれぞれに策定しましたが、その後は現在に至るまで改訂されていません。

この間、平成16年6月に景観緑三法が制定されて緑地に関する法制度の見直しが行われ、又、前述のとおり4町が合併して清須市として新市が誕生しました。

このような状況を受け、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、実現のための施策等を明らかにするため、都市緑地法に基づいて新たな「清須市緑の基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画であり、「清須市緑の基本計画」はこの規定を根拠とした緑に関する施策の基本となる計画です。

緑の基本計画は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に適合することが必要であり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合がとられることとなります。

従って、「清須市緑の基本計画」は、「清須市都市計画マスタープラン」に適合させると共に「第1次清須市総合計画」に即した内容とし、更には、愛知県の広域緑地計画や関連する市の計画との連携も図った上で策定しました。

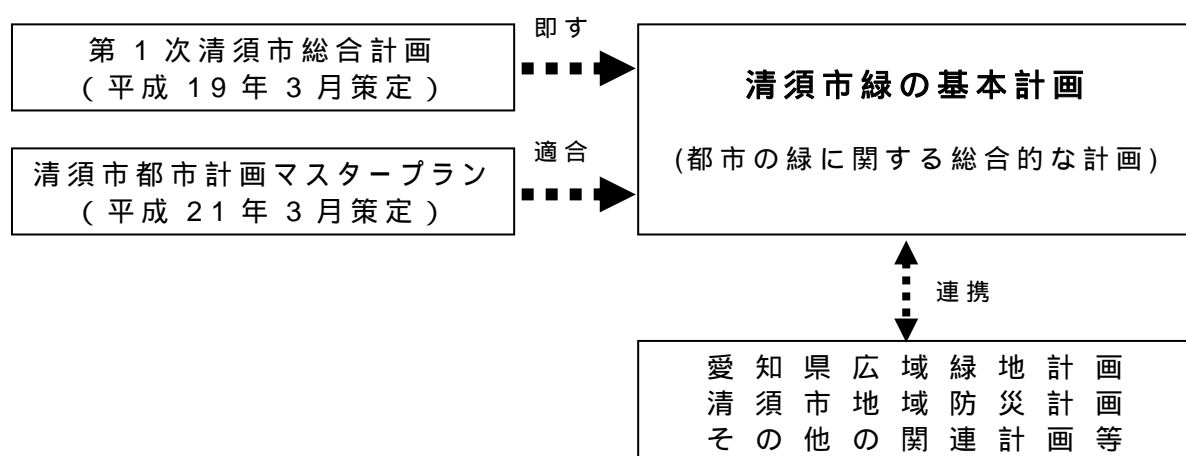


図 1-1 緑の基本計画の位置づけ